

◎新潟県告示第1279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年10月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟新発田村上線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
村上市荒川縁新田字儀平松1099番から 同市福田字十日市475番1まで	新	13.0～53.8メートル	1,956.9メートル
村上市荒川縁新田字儀平松1099番から 同市福田字十日市475番1まで	旧	(A) 7.0～37.0メートル	1,396.7メートル
		(B) 7.0～37.0メートル	1,406.5メートル
村上市荒川縁新田字儀平松1099番から 同市海老江字義平松2085番まで		(C) 12.0～45.0メートル	557.7メートル

備考1 上記(A)、(B)、及び(C)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用
一部区間一般国道345号と重用